

～桑名市建築開発関係手数料条例 別表第4 関係【建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係の手数料】～

- ・建築物エネルギー消費性能適合性（変更）判定及び軽微変更該当証明書の交付申請手数料

I. 手数料の額

(1) 適合性判定（変更）手数料

非住宅部分 の床面積	1件当たりの手数料額（円）					
	工場等その他 市長が定める用途※		工場等以外			
			標準的な評価法		簡易な評価方法※	
	適合性判定	（変更）	適合性判定	（変更）	適合性判定	（変更）
～ 300㎡	21,000	11,000	271,000	136,000	98,000	50,000
～ 2,000㎡	42,000	24,000	433,000	219,000	164,000	85,000
～ 5,000㎡	107,000	62,000	616,000	317,000	266,000	142,000
～10,000㎡	161,000	95,000	756,000	392,000	348,000	188,000
～25,000㎡	200,000	118,000	891,000	463,000	418,000	227,000
25,000㎡超	249,000	147,000	1,017,000	531,000	490,000	268,000

(2) 軽微変更該当証明書の交付申請手数料

非住宅部分 の床面積	1件当たりの手数料額（円）			
	工場等その他 市長が定める用途※		工場等以外	
			標準的な評価法	
			簡易な評価方法※	
～ 300㎡	5,000		68,000	25,000
～ 2,000㎡	12,000		109,000	42,000
～ 5,000㎡	31,000		158,000	71,000
～10,000㎡	47,000		196,000	94,000
～25,000㎡	59,000		231,000	113,000
25,000㎡超	73,000		265,000	134,000

※（1）（2）の表中「工場等その他市長が定める用途」「簡易な評価方法」は平成29年桑名市告示第90号に定めています。

II. 工場等と工場等以外の用途を有する場合について

- (1). 工場等以外の規模が建築物の5分の1未満、かつ、300㎡未満である場合で、建築物全体が簡易な評価方法で評価された場合は、建築物全体を工場等とした床面積の区分に応じた手数料とします。
- (2). 工場等の規模が300㎡未満である場合は、建築物全体を工場等以外とした場合の評価方法及び床面積の区分に応じた手数料とします。
- (3). (1)・(2)以外の場合は、工場等及び工場等以外の評価方法及び床面積に応じた手数料を合算した金額とします。ただし、合算した金額が、建築物全体を工場等以外とした場合の評価方法及び床面積の区分に応じた手数料を超える場合は、建築物全体を工場等以外とした場合の金額とします。

※手数料の払い込みについて（お知らせ）

- ・手数料は、県収入証紙ではなく、現金による金融機関への払い込みとなります。
 - ・桑名市役所本庁舎内の指定金融機関受付時間は、午前9時から午後3時迄です。
- 【問い合わせ先】桑名市 都市整備部 建築開発課 建築審査係（TEL：0594-24-1218）